

公益社団法人あおもり農業支援センター 草地畜産基盤整備事業業務規程

第 1 章 総 則

（目 的）

第 1 条 この規程は、公益社団法人あおもり農業支援センター（以下「支援センター」という。）が、土地条件等からみて今後とも安定的な畜産の発展が期待される地域において、担い手や公共牧場及びその利用農家等を対象とした経営規模の拡大と畜産主産地の形成や再編整備を促進するための生産基盤の整備を行い、畜産構造改革と地域の活性化を図ることを目的とする。

（業務の内容）

第 2 条 支援センターが行う草地畜産基盤整備事業は、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長ほか連名通知）及びその他関連通知（以下、「事業実施要綱等」という。）並びにこの規程の定めるところにより行うものとし、その業務は次に掲げるものとする。

また、農用地等の権利取得については、青森県農地中間管理機構農地中間管理事業規程（平成26年3月27日施行）及び青森県農地中間管理機構特例事業規程（平成26年6月20日制定）に定めるところによる。

- (1) 事業実施要綱等に基づき畜産経営を行おうとする者に引渡し、譲渡又は貸し付けようとする土地において草地等の造成改良又は整備改良（これと一体的に実施する道路、用排水施設、防災施設その他施設の新設又は改良を含む。以下同じ。）
- (2) 造成改良又は整備改良された草地等に係る家畜保護施設その他の農業用施設の新設又は改良及び農機具等の導入
- (3) (1)～(2)の業務に附帯する業務

第 2 章 事業参加資格者等の選定

（牧場施設の引渡し、譲渡又は貸付けの相手方）

第 3 条 牧場施設（前条で定める草地及び施設等をいい、農機具等を含む。以下同じ。）の引渡し、譲渡又は貸付けの相手方は市町村とする。

（牧場施設の引渡し、譲渡又は貸付けの方法）

第 4 条 牧場施設の引渡しの時期その他牧場施設の引渡し、譲渡又は貸付けの具体的

方法については、支援センターと市町村とが協議して定めるものとする。

（牧場施設の引渡し、譲渡又は貸付けの条件）

第5条 支援センターは、牧場施設の引渡し、譲渡又は貸付けに際し、当該牧場施設を市町村が引渡し又は譲渡する場合には、次の者以外の者に引渡し、譲渡又は貸し付けてはならない旨の条件を付するものとする。

- (1) 養畜又は耕作の業務を営む個人
- (2) 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第299号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）
- (3) 農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）
- (4) 農業協同組合
- (5) 農業協同組合連合会
- (6) 担い手（農山漁村地域整備交付金実施要領による活性化計画に示された者）
- (7) その他青森県知事が適当と認める者

2 前項に規定するもののほか、支援センターは牧場施設の引渡し、譲渡又は貸付けに関し必要な条件を付することができる。

第3章 事業実施のための契約の締結等

（契約の締結）

第6条 支援センターは、第2条に掲げる業務を実施するときは、市町村と当該業務を実施するための契約（委託契約、譲渡契約又は賃貸借契約）を締結するものとする。

（年度別実施計画の同意）

第7条 支援センターは、毎年度事業実施に当たり、あらかじめ当該年度に実施する実施計画を作成し、契約の相手方たる市町村の同意を得るものとする。

（計画等の変更）

第8条 支援センターは、天災その他やむを得ない事由により計画及び設計の変更が生じたときは、契約の相手方たる市町村の同意を得るものとする。

第4章 牧場施設の対価等

（対価の算定）

第9条 牧場施設の対価の算定は、次に掲げる経費の額（消費税相当額を含む。）の合計額にその額に対応する借入金についての契約物件の引渡しの日までに要した利息の額を加えた額から、当該事業に係る国庫補助金及び県補助金の額の合計額を控

除した額とする。

- (1) 工事価格（機械器具等の導入費を含む。）
 - (2) 測量設計費
 - (3) 用地費及び補償費
 - (4) 工事雑費
 - (5) 一般管理費
 - (6) 附帯事務費
- 2 建設整備される牧場施設の賃貸料は、前項の規定により算定して得た額、耐用年数、青森県農地中間管理機構農地中間管理事業規程に定める賃貸料を考慮して定めるものとする。
- 3 前項の賃貸料を定めるに当たっては、あらかじめ青森県知事の承認を得るものとする。

（経費の積算方法）

第10条 前条に規定する経費の積算は、草地開発事業等事業費積算要領（昭和46年4月19日付け46畜B第945号農林省畜産局長通知）によるものとする。

第5章 牧場施設の引渡し

（牧場施設の一時使用）

第11条 支援センターは、契約の相手方たる市町村からの申し出を受けて、当該事業が完了するまでの間、工事の完了した牧場施設を一時使用させることができるものとする。

（牧場施設の引渡し）

第12条 支援センターは、牧場施設のすべての工事が完了したときは、市町村との契約に従って、市町村に対して牧場施設を引き渡すものとする。

（牧場施設の分割引渡し）

第13条 支援センターは、前条の規定によるほか、牧場施設のうち団地、施設の利用計画等の区分により分離して引き渡すことが相当と認められる部分に係る工事が完了したときは、契約の相手方たる市町村と協議の上、これを引き渡すことができるものとする。

（牧場施設の引渡し及び検査）

第14条 牧場施設の引渡しは、支援センターと契約の相手方たる市町村とが協議して定めるところにより、青森県職員の立会いの上、検査を実施して行うものとする。

第6章 牧場施設の対価の徴収

（対価の徴収）

第15条 支援センターは、牧場施設の対価を当該物件の所有権移転の日までに別に締結する委託契約書等の定めるところにより徴収するものとし、その徴収を完了したときは速やかに当該物件を引き渡すものとする。

2 支援センターは、市町村が対価の全部、又は一部の納付を延滞したときには、災害その他やむを得ない事由による場合を除き、延滞日数に応じて納付すべき額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（賃貸料の徴収）

第16条 支援センターは、賃貸物件に係る賃貸料を毎月末に別に締結する賃貸借契約書の定めるところにより徴収するものとする。

2 前条第2項の規定は、賃貸料の徴収について準用する。

（補 則）

第17条 この規程に定めるもののほか、草地畜産基盤整備事業について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 平成28年度以前の事業予算で平成29年度以降に繰り越しされたもの（以下「平成28年度以前の繰越事業」という。）については、なお、従前の例による。ただし、平成28年度以前の繰越事業で平成29年度以降に牧場施設を引渡しするものについては、改正後の業務規程（平成29年4月1日施行）の様式第1号（牧場施設設置委託契約書）第15条の規定を適用するものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年8月18日から施行する。

牧 場 施 設 設 置 委 託 契 約 書

公益社団法人あおもり農業支援センター（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長ほか連名通知）及び甲の定める草地畜産基盤整備事業業務規程その他関連通知等（以下「実施要綱等」という。）に基づいて実施する 地区草地畜産基盤整備事業に係る牧場施設設置委託について、次のとおり契約を締結する。

（総 則）

第1条 乙は、 地区草地畜産基盤整備事業実施計画に基づき、別紙「委託牧場施設目録」に掲載する草地の造成改良及び整備改良並びに農業用施設の整備、又は農機具等の導入（以下「牧場施設」という。）について、その実施を甲に委託し、甲はこれを受託する。

（工事施工上の義務）

第2条 甲は、 年 月 日までに牧場施設を乙に引渡しができるよう工事を施工しなければならない。

2 甲は、災害その他やむを得ない事由により重要な実施計画の変更、又は前項に規定する引渡しの遅延が生ずるときは、あらかじめ乙の同意を得なければならない。

（委 託 料）

第3条 牧場施設の委託料は、概算額で金 円とするが、当該事業に係る補助金の確定後精算した額をもって当該委託料とする。

2 前項の委託料は、次に掲げる経費の額（消費税相当額を含む）の合計額にその額に対応する借入金についての契約物件の引渡しの日までに要した利息の額を加えた額から、当該事業に係る国庫補助金及び県補助金の額の合計額を控除した額とする。

(1) 工事価格（機械器具等の導入費を含む。）

(2) 測量設計費

(3) 用地費及び補償費

(4) 工事雑費

(5) 一般管理費

(6) 附帯事務費

（委託料の支払）

第4条 乙は、前条第1項に規定する委託料を甲の定める期日及び方法により甲に支払うものとする。

2 前項の支払方法は、前払金、概算払、精算払とする。

（延 滞 金）

第5条 乙は、前条に規定する支払期日までに委託料を支払わなかったときは、災害その他やむを得ない事由によると認める場合を除き、当該期日の翌日から支払の日までの日数に応じ、その支払わなかった額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に支払うものとする。

(引渡し条件)

第6条 乙は、この契約に基づき、甲から引渡しを受けた牧場施設を次に掲げる者以外の人に引渡ししてはならないものとする。

- (1) 養畜又は耕作の業務を営む個人
- (2) 農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229条）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）
- (3) 農事組合法人（農地所有適格法人であるものを除く。）
- (4) 農業協同組合
- (5) 農業協同組合連合会
- (6) 担い手（農山漁村地域整備交付金実施要領による活性化計画に示された者）
- (7) その他青森県知事が適当と認める者

(所有権の移転)

第7条 牧場施設の所有権は、乙が第3条第1項に規定する委託料を甲に完納したときに乙に移転するものとする。

- 2 前項の規定に係らず、牧場施設の一部施設の委託料を甲に完納したとき、その施設の所有権を乙に移転することができる。

(牧場施設の引渡し)

第8条 甲は、前条の規定により所有権を移転したときは、牧場施設を乙に引き渡すとともに必要に応じて所有権移転の登記手続に協力するものとする。

- 2 前項の規定は牧場施設の一部につき、なされることを妨げるものではない。

(牧場施設の引渡し検査)

第9条 牧場施設の引渡しを行うに当たってあらかじめ甲乙協議の上、検査を行うものとする。

- 2 前項の検査は、青森県職員の立会いの上、行うものとする。

(一時使用)

第10条 甲は、所有権移転の前に牧場施設の全部又は一部を乙に一時使用させることができるものとする。

- 2 乙は、前項の規定により一時使用することのできる牧場施設を、あらかじめ甲の同意を得て第6条に掲げる者に一時使用させることができるものとする。

(一時使用時の義務)

第11条 乙は、一時使用に当たっては、牧場施設を善良な管理者の注意をもって、その用途又は目的に応じて効率的に管理しなければならない。

- 2 乙は、前項の管理に必要な経費を負担するものとする。
- 3 乙は、その管理に係る牧場施設について重大な事故が発生したときは、事故の状

況等について、速やかに甲に通知するものとする。

- 4 乙は、前条第1項の規定により一時使用のできる牧場施設を同条第2項の規定により一時使用させる場合には、その者に対し、当該牧場施設を善良な管理者の注意をもって、その用途又は目的に応じて効率的管理運営を図るべき旨を約定させるものとする。

(火災保険等)

第12条 乙は、甲が必要と認める場合においては、第10条第1項の規定により一時使用をすることのできる牧場施設に、保険金額を時価相当額とし、保険金受取人を甲とする火災保険その他の保険を付するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により保険契約を締結した場合には、その証書の写しを遅滞なく甲に提出するものとする。
- 3 甲は、第1項に規定する保険の保険金を受領したときは、保険金相当額を乙に交付するものとし、乙はこれをり災した牧場施設の修復等に充当するものとする。
- 4 乙は、第10条第2項の規定により一時使用させる場合には、第1項の規定による付保に代えて、一時使用する者に、保険金受取人を甲とする第1項の規定に準じた保険を付させるとともに、第2項に準じた約定をさせるものとする。この場合において、甲は、保険金を受領したときは、これを乙を通じて一時使用をする者に交付するものとする。

(処分の制限)

第13条 乙は、建設整備された牧場施設について、当該物件の引渡しを受けた年度の翌年度から起算して8年間（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている物件については、同省令に定められている耐用年数に相当する期間内）は、甲の同意を得ないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し（以下「補助金交付目的外使用等」という。）てはならない。

- 2 乙は、この契約に基づき、牧場施設の引渡しをするときは、その者（以下「丙」という。）と前項の規定に準じた約定をさせるものとする。この場合において、乙は丙の補助金交付目的外使用等について同意をしようとするときは、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

(補助金相当額等の納付)

第14条 乙が甲の同意を得て牧場施設を処分したとき、又は乙が前条第1項の規定に違反して牧場施設を処分したときは、乙は当該収入相当額の全額若しくは一部又は当該牧場施設に係る補助金相当額のうち甲が定める額及び甲が定める加算金相当額（以下「補助金相当額等」という。）を甲が定める期日までに甲に納付するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により納付すべき金額を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を甲に納付しなければならない。

- 3 乙は、丙に牧場施設の引渡しをしようとするときは、丙に前2項の規定に準じた約定をさせるものとする。この場合において、丙から乙に当該収入金額の全部若しくは一部又は補助金相当額等の納付があったときは、乙は、これを甲に納付するものとする。

(管理運営)

第15条 乙は、引渡しを受けた牧場施設を善良な管理者の注意をもって、その用途、又は目的に応じて効率的な管理運営を行うものとする。

- 2 前項の管理運営に当たっては、牧場施設等の管理運営規程（管理規程例 別紙様式第7-1号、別紙様式第7-2号）を作成し、これを遵守するものとする。

- 3 乙は、牧場施設の引渡しをするときは、丙に前2項の規定に準じた約定をさせるものとする。

(印紙税の負担)

第16条 甲は、この契約に係る印紙税の全額を負担するものとする。

(契約の変更)

第17条 この契約を変更する必要がある場合は、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

(契約外の事項等)

第18条 甲乙双方は、信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合については、実施要綱等に定めるところによるほか、必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この場合において、甲乙間の協議が整わない場合には、甲乙の双方から青森県知事に解決の調停を求めることができるものとする。

この契約の証として、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 住 所 青森市新町二丁目4番1号
名 称 公益社団法人あおもり農業支援センター
理事長

乙 住 所
名 称

別 紙

委 託 牧 場 施 設 目 録

区分	牧場施設 名	事業量	事業費	補 助 金			委託料	備考
				国	県	計		
			円	円	円	円	円	
	小計							
	小計							
	計							
	測量設計費							
	工事雑費							
	一般管理費							
	小 計							
	合 計							
	附帯事務費							
	総 計							
	事業資金利息							
	総 合 計							

- (注) 1 事業費には、消費税を含む。
 2 区分の欄には、事業種目の別（基本施設整備事業、利用施設整備事業等）に記入すること。
 3 備考欄には、事業予算名（〇〇年度補正予算、〇〇年度通常予算等）を記載すること。

番
年 月 日 号

年度草地畜産基盤整備事業実施協議書

市町村長 殿

公益社団法人あおもり農業支援センター
理事長

年度草地畜産基盤整備事業について、公益社団法人あおもり農業支援センター草地畜産基盤整備事業業務規程第7条に基づき、下記のとおり協議します。

記

- 1 地区名
- 2 市町村名
- 3 事業費及び補助金
別紙「 年度 地区草地畜産基盤整備事業費及び補助金内訳書」による。
- 4 年度草地畜産基盤整備事業実施計画
 - (1) 草地畜産基盤整備事業実施計画書
別紙（2－1）のとおり
 - (2) 添付資料
 - ・ 位置図
 - ・ 計画平面図（草地造成整備改良等）
 - ・ 配置図（農業用施設整備関係）
 - ・ 平面図（ ” ）
 - ・ 立面図（ ” ）
 - ・ その他参考資料

別紙

年度 地区草地畜産基盤整備事業費及び補助金内訳書

(単位：円)

区 分		事業費	補 助 金			市町村 負担金	備考
			国庫補助金	県補助金	計		
予算 区分	工事費						
	工事雑費						
	一般管理費						
	小 計						
	付帯事務費						
	合 計						

別紙（２－１）

年度草地畜産基盤整備事業 実施計画書

地区名

市町村名

(単位：円)

費 目	事 業 種 目		実施計画		負 担 区 分						備考
			事業量	事業費	国費 ①	県費 ②	小計 ①＋②	市町村費 ③	その他 ④	小計 ③＋④	
工 事 費	基本施設										
		小 計									
	農業用施設										
		牧場用機械施設									
		小 計									
	工 事 費 計										
	測 量 設 計 費										
	用 地 費 及 び 補 償 費										
	工 事 費 (計)										
	工 事 雑 費										
	事 業 費 計										
	一 般 管 理 費										
	事 業 費 合 計										
	付 帯 事 務 費										
	総 計										
	関 連 事 業										
	総 合 計										

番 号
年 月 日

公益社団法人あおもり農業支援センター
理事長 殿

市町村長名

年度草地畜産基盤整備事業実施に 係る牧場施設の一時使用について

このことについて、牧場施設設置委託契約書第10条に基づき、下記の施設を一時使用させていただきたく同意を求めます。

記

1 一時使用の対象となる牧場施設の目録及び範囲

名 称	所 在 地	規格・構造	数 量	使用面積（場所）	備 考

（注） 備考欄には、事業予算名（〇〇年度補正予算、〇〇年度通常予算等）を記載すること。

2 一時使用の目的

番 号
年 月 日

殿

公益社団法人あおもり農業支援センター
理事長

牧場施設の一時使用について（回答）

年 月 日付け 第 号で同意を求められた標記のことについては、牧場施設設備委託契約書第10条の規定に基づき、下記の条件を付して同意します。

記

1 一時使用牧場施設

2 条 件

- (1) 善良な管理者の注意義務をもって、当該一時使用に係る牧場施設を管理すること。
- (2) 一時使用に当たり、故意又は重大な過失により牧場施設に損害を与えたときは、その損害を賠償すること。
- (3) 牧場施設設置委託契約書第11条及び第12条の規定を遵守し的確な措置をとること。
- (4) 建物等施設に火災保険を付すること。
- (5) 一時使用に係る使用料は無償とする。

3 一時使用の期間

一時使用の期間は、 年 月 日から 年 月 日までの期間とする。

番 号
年 月 日

牧 場 施 設 設 置 委 託 物 件 引 渡 書

殿

青森市新町二丁目4番1号
公益社団法人あおもり農業支援センター
理事長

年 月 日付けで委託契約を締結した委託物件を、牧場施設設置委託契約書第8条に基づき、別紙目録のとおり引き渡します。

つきましては、牧場施設の管理運営については、牧場施設設置委託契約条項及び牧場施設等管理規程を遵守し、事業の目的に沿って効率的な運営を図ってください。

なお、別紙様式による受領書及び牧場施設等管理規程（写し）を提出してください。

記

地 区 名 :

事 業 名 :

年 度 :

別 紙

1 施設の目録

名 称	所 在 地	規格・構造	数 量	備 考

(注) 備考欄には、事業予算名（〇〇年度補正予算、〇〇年度通常予算等）を記載すること。

2 委 託 料 牧場施設設置委託契約書第3条に基づく委託料とする。

3 委託料の支払方法 牧場施設設置委託契約書第4条に規定する支払方法とする。

4 添付書類

- (1) 位置図
- (2) 出来高設計図
- (3) 保証書又は契約書
- (4) その他必要図書

牧 場 施 設 設 置 委 託 物 件 受 領 書

番 号
年 月 日

公益社団法人あおもり農業支援センター
理事長 殿

市町村長名

年度 地区草地畜産基盤整備事業の牧場施設設置委託契約物件を
正に受領いたしました。

添付書類
牧場施設等管理規程（写し）

第 12 条関係 様式第 7－1 号
(牧場施設管理規程例)

〇〇牧場 牧場施設管理規程

(目的)

第 1 条 この規程は、草地畜産基盤整備事業により整備された牧場施設の適切な管理利用を図るため、青森県草地畜産基盤整備事業費補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 20 日付け青畜第 111 号）及び公益社団法人あおり農業支援センター草地畜産基盤整備事業業務規程（平成 24 年 4 月 1 日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(義務)

第 2 条 〇〇牧場（以下「受益者」という。）は、この事業により整備された牧場施設の管理について、この規程を遵守するものとする。

(牧場施設目録)

第 3 条 この管理規程の対象となる牧場施設は、別紙「牧場施設目録」のとおりとする。

(牧場施設の管理)

第 4 条 受益者は、この事業により整備された牧場施設について、草地畜産基盤整備事業費補助金の交付目的に従い、善良なる管理者の注意を持って管理運営を行うものとする。

2 受益者は、この事業により整備された牧場施設の長期的かつ効率的な利用を図るため、必要と認められた場合には、適切な修繕、補修等を行うものとする。

(草地等の維持管理)

第 5 条 受益者は、草地等の目標生産量の確保と永続的な利用を図るため、適切な施肥、土壤改良及び雑草対策並びに害虫防除対策等を行い、常に良好な状態で草地等を利用するものとする。

2 受益者は、草地等を利用する場合、採草利用に当たっては、適期の収穫や適正な回数
の利用また放牧利用に当たっては、季節生産量の調整や草量に見合った放牧頭数の確保
など、栄養価の高い粗飼料の生産、確保に努めるものとする

3 受益者は、草地等の経年利用に伴い、土壤の緊密化や裸地化等が進展し、目標生産量
の確保が困難となった場合には、草地等の計画的な更新を行い生産性の回復を図るもの
とする。

(畜舎等の農業用施設の保守管理)

第 6 条 受益者は、畜舎等の農業用施設については、日常点検、定期点検及び計画的な補修対策等適切な保守管理を行い、長期にわたりその機能の維持に努めるものとする。

2 受益者は、畜舎等の農業用施設については、建物の所有権保存等のため、建物登記（表
題登記又は所有権保存登記）を行うものとする。

3 受益者は、畜舎等の農業用施設については、火災等偶発的な事故時における経営の維
持及び経営の再建を図るため、必要な保険契約を締結するものとする。

4 受益者は、畜舎等の農業用施設については、継続的な活用が図られるよう、適正な減
価償却費の積立に努めるものとする。

- 5 受益者は、畜舎や堆肥舎等の屋根の積雪が設計深を超えるおそれがある場合においては、屋根の雪下ろしを行うものとする。
- 6 受益者は、畜舎や堆肥舎等の施設については、飼養家畜の生産性の向上及び伝染病等疾病の発生予防のため、定期的に清掃や消毒を行い、乾燥や換気等に留意し、常に衛生的な管理に努めるものとする。
- 7 受益者は、畜舎等の農業用施設の模様替えや機能の変更をしようとするときは、あらかじめ市町村長と協議するものとする。
- (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、市町村長と協議し処理するものとする。

附則

この規程は、市町村長から施設の引渡しを受けた日から施行する。

年 月 日
受益者住所
氏名

印

(別紙)

牧場施設目録

事業名

地区名

受益者氏名

牧場施設名称	所在地	規格・構造	数量	備考

(注) 備考欄には、事業予算名（〇〇年度補正予算、〇〇年度通常予算等）を記載すること。

第 12 条関係 様式第 7－2 号
(牧場用機械施設管理運営規程例)

〇〇生産組合 牧場用機械施設管理運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、草地畜産基盤整備事業により導入された牧場用機械施設の適切な管理運営を図るため、青森県草地畜産基盤整備事業費補助金交付要綱（平成 17 年 4 月 20 日付け青畜第 111 号）及び公益社団法人あおもり農業支援センター草地畜産基盤整備事業業務規程（平成 24 年 4 月 1 日施行）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(義務)

第 2 条 〇〇生産組合（以下「組合」という。）は、この事業により導入された牧場用機械施設の管理運営について、この規程を遵守するものとする。

(牧場用機械施設目録)

第 3 条 この管理運営規程の対象となる牧場用機械施設は、別紙「牧場用機械施設目録」のとおりとする。

(牧場用機械施設の管理)

第 4 条 組合は、この事業により導入された牧場用機械施設について、草地畜産基盤整備事業費補助金の交付目的に従い、善良なる管理者の注意を持って管理運営を行うものとする。

(管理運営責任者及び管理場所)

第 5 条 牧場用機械施設の管理運営責任者は、組合長とする。

2 牧場用機械施設の保管場所は、作業効率等を考慮し、組合員の協議のもとに設定する。

(利用者の範囲)

第 6 条 牧場用機械施設を利用できる者（以下「利用者」という。）は、本組合の組合員とする。

(利用者の遵守事項)

第 7 条 利用者は、日頃からこの事業により導入された牧場用機械施設の取扱説明書を熟読し、安全対策等を十分理解し、常に適切な措置ができるようにしておくものとする。

(牧場用機械施設の保守管理)

第 8 条 管理責任者は、牧場用機械施設について、長期的かつ効率的な利用を図るため、日常点検整備及び定期点検整備を行い、適切な保守管理を行うものとする。

2 利用者は、牧場用機械施設の異常を発見したとき又は使用中に故障を生じたときは、速やかにその顛末を管理責任者に報告し、その指示を受けるものとする。

3 管理責任者は、牧場用機械施設の格納保管に当たっては、各部の点検調整、給油脂及び清掃や塗装等の整備を行い、シート等による被覆や湿気を避けるなど適切な措置を講ずるものとする。

(帳簿等)

第9条 管理責任者は、牧場用機械施設の効率的な運用と保全を図るため、次の帳簿を整備保管するものとする。

- (1) 財産管理台帳
- (2) 取扱説明書
- (3) 牧場用機械施設利用台帳
- (4) 修理台帳
- (5) その他経理諸帳簿

(減価償却費の積立)

第10条 牧場用機械施設の継続的な活用を図るため、適正な減価償却費の積立に努めるものとする。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、組合会議で協議し、別に定めるものとする。

附則

この規程は、市町村長から施設の引渡しを受けた日から施行する。

年 月 日

生産組合住所

生産組合名

代表者氏名

印

(別紙)

牧場用機械施設目録

事業名

地区名

生産組合名

牧場用機械施設名称	所 在 地	規格・構造	数量	備考

(注) 備考欄には、事業予算名（〇〇年度補正予算、〇〇年度通常予算等）を記載すること。